

令和 8 年 クリーニング師試験受験案内

1 試験日時及び場所

日 時 令和 8 年 12 月 2 日（水）午後 2 時 15 分集合

場 所 愛知県自治センター 名古屋市中区三の丸二丁目 3 番 2 号

2 試験科目及び試験時間

学 科 試 験	衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗濯物の処理に関する知識	60 分
技 能 試 験※ ¹	繊維の鑑別（5 種類の繊維の鑑別） しみの鑑別（5 種類のしみの鑑別とそのしみを落とすのに必要な薬品の選択）	10 分

※ 1 学科試験終了後、引き続き技能試験（繊維の鑑別、しみの鑑別）を行います。

3 受 験 資 格

学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 57 条に規定する高等学校入学資格を有する者（中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等）。

4 受 験 手 続

(1) 受 付 期 間

令和 8 年 10 月 5 日（月）から 10 月 9 日（金）まで（午前 9 時から午後 5 時まで）

また、郵送（簡易書留）の場合は、**令和 8 年 10 月 9 日（金）までの消印のあるもの**に限り、受け付けます。

(2) 受 付 場 所

愛知県庁西庁舎 2 階保健医療局生活衛生部生活衛生課、県内（名古屋市を除く。）の各保健所、保健所保健分室、保健所駐在、新城保健所設楽出張窓口（開所時間内に限る。）

豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市内に住所を有する方は各市保健所においても受付をします。

なお、郵送の場合は、上記受付期間中に**簡易書留**で**愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課宛て（〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号）**に郵送してください。

(3) 提 出 書 類

ア 受験願書※ ²	所定の様式による
イ 履歴書※ ²	所定の様式による
ウ 写真	出願前 6 か月以内に脱帽して正面から撮影した 縦 4.5cm、横 3.5cm のもの ・裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものを、履歴書の所定の部分に貼り付けてください。
エ 受験資格を証する書類	中学校・高等学校等※³の卒業証明書（原本）又は卒業証書の写し（<u>原本も持参してください</u>）、その他高等学校の入学資格を有することを証する書類 ・郵送による出願の場合は卒業証明書（原本）に限ります。卒業した中学校・高等学校等に発行を依頼してください。 ・卒業後、氏名等に変更があり、卒業証明書等と受験願書記載の氏名等が異なる場合は、戸籍抄本等を添付してください。 ・令和 5 年（2023 年）以降に愛知県知事が実施したクリーニング師試験の受験票を添付するときは、本書類を省略できます。

※ 2 提出書類の記入には、鉛筆や消せるボールペンを使用しないでください。

※ 3 中学校・高等学校等とは、中学校、高等学校、大学（短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校（卒業証書に高等課程又は専門課程と記載のあるものに限る。）をいい、専修学校の一般課程及び各種学校は除きます。

5 本人確認実施について

受験願書提出の際に本人確認を行います。本人確認では、受験願書に記入された個人番号が正確であること（番号確認）及び、申請者が個人番号の正しい持ち主であること（身元確認）の2つを確認します。

別紙1を確認のうえ、**受験願書提出時に本人確認書類を持参し、窓口で提示してください。**

郵送で提出する場合は、本人確認書類のコピーを同封し、提出してください。

6 受験手数料

(1) 手数料 8,000円

(2) 納付方法

手数料相当額の**愛知県収入証紙を受験願書の所定の場所に貼付して納付してください（国の収入印紙と間違えないこと）**。願書に貼付した愛知県収入証紙には消印をしないでください。

なお、**納入された受験手数料はお返しできません。**

愛知県収入証紙は、愛知県食品衛生協会や愛知県内の各市町村役場等の愛知県収入証紙売りさばき場所で取り扱っています。詳細は下記 URL 又は右の QR コードからご確認ください。



愛知県収入証紙購入場所：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikei/0000006654.html>

ただし生活衛生課窓口でのみキャッシュレス決済による納付が可能です。それ以外の受付場所（4(2)参照）及び郵送では愛知県収入証紙による納付のみとなります。

7 受験票の交付

試験の約2週間前（11月中旬頃）に発送しますが、郵便等の都合で未着の場合は、愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課まで連絡してください。

8 試験日に持参するもの

受験票、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）

9 合格発表

令和9年1月8日（金）に県内（名古屋市を除きます。）の各保健所、保健所保健分室、保健所駐在、新城保健所出張窓口（開所時間内に限る。）、愛知県県民相談・情報センター（愛知県自治センター1階）及び愛知県生活衛生課のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/>）に合格者受験番号を掲示するほか、合格者には通知します。

なお、**電話等による問合せには、一切お答えできません。**

10 合格基準について

原則として、全科目の合計点が満点の6割以上である者のうち、各科目の得点が基準点を満たす者を合格とします。

11 試験結果の閲覧について

合格発表の日から1か月間、御自分の試験結果（総合得点及び科目別得点）を御覧いただけます。

希望される方は、受験票と運転免許証、学生証など受験された御本人であることを確認できる書類を御持参の上、愛知県県民相談・情報センター（愛知県自治センター2階）にお越してください。

なお、プライバシー保護のため、代理の方にはお見せできませんので御了承ください。

12 その他

(1) 試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関を利用してご来場ください。

なお、**試験会場は別紙2の案内図を参照**してください。

(2) 受験申込後に住所を変更した場合は、直ちに愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課まで連絡してください。

(3) 時計を試験会場で使用する場合は、時計機能のみのものを持参してください。

(4) 身体に障害のある方の受験については、障害に応じて必要な対応を行いますので、受験願書提出時にお申し出ください。

(5) 自然災害等の影響により、公共交通機関の不通等が生じた場合、試験を延期又は中止する場合があります。その場合は、試験日の午前10時30分までに決定し、愛知県生活衛生課のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/>）に掲載します。

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL (052) 954-6299（ダイヤルイン）

Web ページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/eisei/>



クリーニング師の免許に係る各種申請 における本人確認について

○クリーニング業法施行規則の改正に伴い、令和 8 年 4 月 1 日から以下の申請書等に氏名、住所、生年月日、性別の基本 4 情報及び個人番号の記載が必須となりました。

- ◆ クリーニング師試験受験願書
- ◆ クリーニング師免許申請書
- ◆ クリーニング師免許証再交付申請書
- ◆ クリーニング師免許証訂正申請書

○個人番号が記載された申請書等の提出の際には、本人確認を行うことが法律上義務付けられています。本人確認では、個人番号が正確であること（番号確認）及び、申請者が個人番号の正しい持ち主であること（身元確認）の 2 つを確認します。

○申請の際は、以下のいずれかの組合せの本人確認書類を持参し、窓口で提示してください。

（１）A の番号確認書類及び a の身元確認書類

（２）B の番号確認書類及び b 又は c の身元確認書類

本人確認書類			
番号確認書類		身元確認書類	
A	個人番号（マイナンバー）カード（裏面）	a	個人番号（マイナンバー）カード（表面）
B	<u>以下の書類から 1 点</u> ・ 通知カード※ ・ 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書 ※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る	b	<u>以下の書類から 1 点</u> ・ 運転免許証又は運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書
		c	<u>以下の書類から 2 点</u> ・ 公的医療保険の資格確認書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書

○郵送にて申請をする場合は、上記の（１）又は（２）の組合せの書類のコピーを申請書等に同封してください。

《代理人による申請の場合》

代理人が申請書等を窓口に出す際は、本人確認として以下の3つの確認を行いますので、それぞれ書類を持参してください。

○代理権の確認：1の書類の提示又は2の書類の提出

○代理人の身元（実存）の確認：①～③のいずれかの書類の提示

○本人の番号確認：Ⅰ～Ⅲのいずれかの書類の提示

代理権の確認	1	法定代理人の場合：戸籍謄本、その他その資格を証する書類
	2	任意代理人の場合：委任状
代理人の 身元（実存） の確認	①	<u>以下の書類から1点</u> ・ 運転免許証又は運転経歴証明書 ・ 旅券（パスポート） ・ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳 ・ 在留カード又は特別永住者証明書
	②	<u>以下の書類から2点</u> ・ 公的医療保険の資格確認書 ・ 児童扶養手当証書 ・ 特別児童扶養手当証書
	③	<u>法人の場合は以下の2点</u> ・ 登記事項証明書等 ・ 代理で申請窓口を訪れた方と当該法人との関係を証する書類（社員証等）
本人の 番号確認	Ⅰ	本人の個人番号（マイナンバー）カード又はその写し
	Ⅱ	本人の通知カード又はその写し※
	Ⅲ	本人の個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書又はその写し

※通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る

○なお、提供いただいた個人番号等はクリーニング師の免許に関する事務においてのみ利用し、他の事務には利用しません。